

自動車税

自動車という財産の所有に対して税を課するものです。

納める人（法第145条）

県内に主たる定置場がある自動車（二輪の小型自動車・軽自動車・大型及び小型特殊自動車を除いたもの）の所有者です。

ただし、自動車の売買があった場合において、売主がその所有権を留保しているときは、当該自動車の買主が所有者とみなされ、買主に課されます。

納める額（法第147条、条例第88条）

自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量などに応じて税率が定められています。税率は次表のとおりです。

ただし、グリーン化適合車の場合は異なります。

◇月割の納税（法第150条）

新規登録したとき

4月1日以降に新規登録したときは、その翌月分以降が月割で課税されます。

月割課税の場合の税額は、次のようにして計算します。

$$\text{年税額} \times \frac{\text{課税月数（登録月の翌月から3月までの月数）}}{12} = \text{税額（100円未満の徴収金額は切り捨てます。）}$$

抹消登録したとき

4月1日以降に抹消登録したときは、その月分まで課税され、その翌月分以降は、月割で減額されます。

所有権移転

4月1日以降に移転登録があった場合は、旧所有者が法律上その年度中の税を納める義務を負い、新所有者は、翌年度から課税されます。したがって、月割課税はしません。

（旧所有者が非課税対象者であった場合等を除きます。）

◇納める方法及び納期

普通徴収 納税通知書に定める日（毎年の定期課税の場合は、通常5月31日）

証紙徴収 申告時（新規の登録の時に証紙で納めます。）

◇注意しましょう

自動車を廃車したり、他人に譲渡したり、又は住所を変更したりした場合には、運輸支局でその旨を登録するとともに、自動車税の申告書を提出しなければなりません。このような手続きを怠ると、いつまでも課税されたり、住所を変更していても変更前の住所に納税通知書が送られたりするなど、トラブルの原因になります。

◇ 税率表

車種別			自家用	営業用	
乗用車	総排気量	1.0ℓ以下	29,500	7,500	
		1.0ℓ超 1.5ℓ以下	34,500	8,500	
		1.5ℓ超 2.0ℓ以下	39,500	9,500	
		2.0ℓ超 2.5ℓ以下	45,000	13,800	
		2.5ℓ超 3.0ℓ以下	51,000	15,700	
		3.0ℓ超 3.5ℓ以下	58,000	17,900	
		3.5ℓ超 4.0ℓ以下	66,500	20,500	
		4.0ℓ超 4.5ℓ以下	76,500	23,600	
		4.5ℓ超 6.0ℓ以下	88,000	27,200	
		6.0ℓ超	111,000	40,700	
ロータリーエンジン	0.491×2 0.573、0.654、0.655×2 0.65×3	34,500 39,500 51,000	8,500 9,500 15,700		
電気		29,500	7,500		
貨物車	トラック	最大積載量	1t以下	8,000	6,500
			1t超 2t以下	11,500	9,000
			2t超 3t以下	16,000	12,000
			3t超 4t以下	20,500	15,000
			4t超 5t以下	25,500	18,500
			5t超 6t以下	30,000	22,000
			6t超 7t以下	35,000	25,500
			7t超 8t以下	40,500	29,500
			8t超 9t以下	46,800	34,200
			9t超 10t以下	53,100	38,900
			10t超 11t以下	59,400	43,600
			11t超 12t以下	65,700	48,300
			12t超 13t以下	72,000	53,000
			13t超 14t以下	78,300	57,700
			14t超 15t以下	84,600	62,400
	15t超 16t以下	90,900	67,100		
		16t超(1tまで毎の加算額)	6,300	4,700	
		けん引車	小型 普通	10,200 20,600	7,500 15,100
		被けん引車	最大積載量	小型	5,300 3,900
				8t以下 8t超 9t以下 9t超 10t以下 10t超 11t以下 11t超 12t以下 12t超 13t以下 13t超 14t以下 14t超 15t以下 15t超 16t以下	10,200 15,300 20,400 25,500 30,600 35,700 40,800 45,900 51,000
			16t超(1tまで毎の加算額)	5,100	3,800
	貨客兼用車	最大積載量1t以下	1.0ℓ以下 1.0ℓ超 1.5ℓ以下 1.5ℓ超	13,200 14,300 16,000	10,200 11,200 12,800
			電気	13,200	10,200
		1t超 2t以下	1.0ℓ以下 1.0ℓ超 1.5ℓ以下 1.5ℓ超	16,700 17,800 19,500	12,700 13,700 15,300

車種別			自家用	営業用				
バス	一般乗合用・学校用	乗車定員	30人以下	12,000	12,000			
			30人超 40人以下	14,500	14,500			
			40人超 50人以下	17,500	17,500			
			50人超 60人以下	20,000	20,000			
			60人超 70人以下	22,500	22,500			
			70人超 80人以下	25,500	25,500			
			80人超	29,000	29,000			
			その他	乗車定員	30人以下 30人超 40人以下 40人超 50人以下 50人超 60人以下 60人超 70人以下 70人超 80人以下 80人超	33,000 41,000 49,000 57,000 65,500 74,000 83,000	26,500 32,000 38,000 44,000 50,500 57,000 64,000	
	三輪の小型自動車			6,000	4,500			
	トラック	トラック	車両重量	5t以下	8,000	6,500		
5t超 7t以下				11,500	9,000			
7t超 9t以下				16,000	12,000			
9t超 11t以下				20,500	15,000			
11t超				25,500	18,500			
貨客兼用車		車両重量	5t以下	総排気量	1.0ℓ以下 1.0ℓ超 1.5ℓ以下 1.5ℓ超	13,200 14,300 16,000	10,200 11,200 12,800	
				電気	13,200	10,200		
				総排気量	5t超 7t以下	1.5ℓ超	19,500	15,300
				7t超 9t以下	1.5ℓ超	24,000	18,300	
				9t超 11t以下	1.5ℓ超	28,500	21,300	
11t超	1.5ℓ超	33,500	24,800					
キャンピング車	総排気量		1.0ℓ以下 1.0ℓ超 1.5ℓ以下 1.5ℓ超 2.0ℓ以下 2.0ℓ超 2.5ℓ以下 2.5ℓ超 3.0ℓ以下 3.0ℓ超 3.5ℓ以下 3.5ℓ超 4.0ℓ以下 4.0ℓ超 4.5ℓ以下 4.5ℓ超 6.0ℓ以下 6.0ℓ超	23,600 27,600 31,600 36,000 40,800 46,400 53,200 61,200 70,400 88,800	23,600 27,600 31,600 36,000 40,800 46,400 53,200 61,200 70,400 88,800			

(注) 特種用途車(トラックに準ずるもの(けん引車、被けん引車を除く。))で最大積載量が1t以下のもの又は最大積載量の定めがないものを除く。)の年税額は、主たる構造区分により得た額

納税証明書

自動車の継続検査又は構造等変更検査を受ける場合には、納税証明書が必要です。
納税証明書は、車検証と一緒に大切に保管してください。

県税 平成30年度 自動車税納税通知書 兼領収証書

登録番号	香川500あ0000	
納期限	平成30年5月31日	
税率	39,500	円/月割
税額	39,500	円
※延滞金額		円
※計		円
納付場所	裏面一覧表のとおり	
収納代行会社	(株)NTTデータ	

- 上記のとおり賦課決定しましたので納期限までに納付してください。
- 裏面の注意書をよくお読みください。

平成 年 月 日
香川県県税事務所長

- ◎お問い合わせ先は、裏面に記載しています。
- ◎この領収証書は、重要な証拠となりますから大切に保管してください。

納税者の住所及び氏名又は名称
760-8570
高松市番町4丁目1-10 9号室
県税 太郎

クレジットカード納付用番号	
課税年度	2018
課税番号	012345678
確認番号	76543210

左記の金額を領収しました。

領収日付印
30
収入印紙不要 (納付者控)

自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)

30 車検の際に必要

下記領収日付印のあるものは、自動車税の滞納がないことを証明します。ただし、登録番号、車台番号及び有効期限欄に「*」印のあるものは、証明書として使用できません。

登録番号	香川500あ0000
車台番号(下13桁)	AA00-0000000
この証明書 の有効期限	平成31年5月30日

香川県県税事務所長

領収日付印
30
(納付者控)

お支払の際は切り離さず提出下さい
様

車検の際に必要ですので、必ず車検証と一緒に保管してください。

自動車税のグリーン化について

環境対策の観点から、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、その排出ガス性能等に応じて自動車税の税率を軽減（軽課）し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は、税率を加重（重課）する特例措置（自動車税のグリーン化）を、平成14年度から実施しています。

当該特例措置は、平成29年度税制改正において見直しが行われ、平成30年度及び平成31年度の自動車税に関して、軽課については、基準の切り替えと重点化を行い、重課については継続しています。

1 環境負荷の小さい自動車（税率が軽減される自動車（軽課））

平成29年度及び平成30年度に新車新規登録された以下の自動車は、**新車新規登録の翌年度に限り**税率が軽減されます。

対 象 車		特例措置
<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池車 ・天然ガス自動車のうち一定基準を満たすもの ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル乗用車 		標準税率より 概ね 75%軽減
右の排出ガス性能と燃費性能の両方を満たすガソリン車	排出ガス性能 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車「★★★★」又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車	
	排出ガス性能 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車「★★★★」又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車	平成32年度燃費基準+10%達成車

2 環境負荷の大きい自動車（税率が加重される自動車（重課））

新車新規登録から一定年数（ガソリン車・LPG車は13年、ディーゼル車は11年）を経過した自動車は、税率が加重されます。

ただし、電気自動車、天然ガス自動車、ガソリンを燃料とするハイブリッド自動車、メタノール自動車、一般乗合バス及び被けん引車は対象外です。

区分	新車新規登録の時期	税率が加重される年度	特例措置
ディーゼル車	平成20年3月31日まで	平成31年度	標準税率より 概ね 15%加重（注）
ガソリン車 LPG車	平成18年3月31日まで	平成31年度	標準税率より 概ね 15%加重（注）

（注）バス（一般乗合用を除く。）及びトラック（被けん引車を除く。）については、平成30年度以降も、税率を「標準税率より概ね10%加重」に据え置きます。